

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について

三 木 太 郎

はじめに

中国正史各倭（倭国・倭人）伝の入門書として、和田清・石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』（岩波文庫、昭二六第一刷）の果たした役割は大きい。

しかし、邪馬台国研究の進展にともない、各倭伝そのものの研究も深化している。かつて筆者も『魏略』『太平御覧』所引『魏志』『魏志』の史料系統についてふれてきた⁽¹⁾。したがって、その成果をふまえて、右書の見解を修正していききたい。なお、石原道博『訳註中国正史日本伝』（国書刊行会、昭五〇）も右書の説を再説しているので、あわせてその対象とする。

△註▽

(1) 拙稿『太平御覧』所引『魏志倭国伝』について（『日本歴史』三四九）同「再び太平御覧所引魏志の史料系統について」（『渡辺三男博士古稀記念論集』掲載予定）。

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について（三木）

一 問題の所在

岩波本『魏志』(以下A)、『訳註中国正史日本伝』(以下B)の二書は、『後漢書』(南朝宋、范曄撰)から『隋書』(唐、魏徵撰)までの九史について次のように述べられる(以下、再出書名は括弧を付さない)。

(1)わが国の伝を述べるものとして、後漢書から隋書までの九史が注目されるが、その成立の順序は、必ずしも王朝の時代順と一致しない。

(2)九史を概観すると、(イ)『三国志』と後漢書、(ロ)『宋書』と『南齊書』、(ハ)『晋書』、『梁書』と隋書、(ニ)『南史』と『北史』の四グループにまとめられる。これをつづめると、(一)三国志(後漢書)のグループ、(二)宋書(南齊書)のグループ、(三)隋書(晋書・梁書)のグループとなる。

(3)(イ)隋書は宋書・南齊書をうけつぎ、これに新史料をくわえたもの。(ロ)南史・北史は宋書・梁書・隋書をおそい、新史実はなく史料価値にとぼしい。

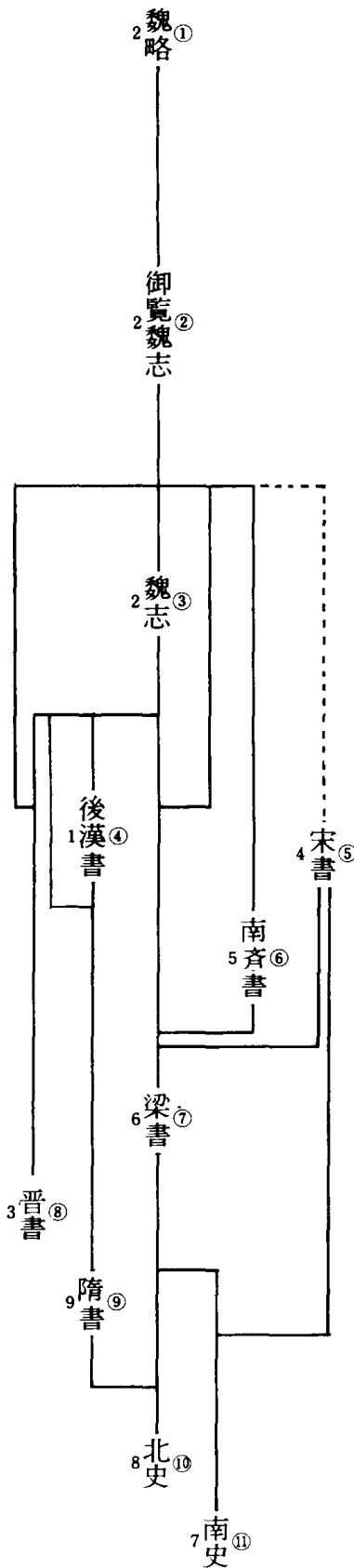
しかしこの説明は、かなり疑問が多い。

(1)についてはそのとおりだが、成立順序を示されないのは、不親切ではなからうか。

(2)四グループの設定は、基準が示されていないので、なぜそのように分けられるのか不明であり、また、そのように分けることがどのような意味をもつのかも分からない。

(3)九史の影響関係は、(イ)(ロ)にとどまるものではない。また、(ロ)のように、新史実がないということが史料価値をおとしめるというのも、評価としてはきびしすぎる。むしろ、史料の採択態度が問題にされるべきではなからうか。

いま、成立順序を推定すると、魏志、後漢書、宋書、南齊書、梁書、晋書、隋書、北史、南史の順となる。それに、魏略、御覽魏志を加えて、一一史の本末関係を示すと、



となる（右肩番号は成立順序、左肩番号は王朝の順序を示す）。

- ①魏略は②御覽魏志に影響し、②は③魏志・⑤宋書（推定）・⑥南齊書・⑦梁書・⑧晋書に影響し、③は④後漢書・⑦⑧・⑨隋書に影響し、④は⑨に、⑤は⑦・⑪南史に、⑥は⑦に、⑦は⑩北史・⑪に影響している。⑧は後史に影響せず、⑨は⑩に影響している。

この結論は、かなり細かい操作からえられたものであるから、以下、その論証過程を各倭伝の若干の解説とともに述べておきたい。

二 各倭伝の成立事情

①魏略倭伝

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について（三木）

魏略三八卷(隋書經籍志による)は、魏の郎中魚豢の撰にかかるといわれる。編者の生没は不明だが、晋の武帝太康年間(二八一―二八九)以後の没とされる。製作年代については、太康年間とする伊藤徳男氏の説がある。⁽¹⁾

構成は紀、志、伝の体裁をもつ。全文はすでに散逸し、のちに中華民国の張鵬一によって収集編整された『魏略輯本』二五卷および諸書に注引された逸文のみ現存。

魏略倭伝は俗称であるが、正確な名称は上述のとおり不明。

本伝の史料系統については、王沈撰『魏書』などに拠ると推定される山尾幸久氏の説があるが、⁽²⁾同魏書の当該部分は現存しないので、正否のほどは速断できない。

本伝の逸文は、魏略輯本および『前漢書』『翰苑』・魏志倭人伝・『北戸録』などの集積によるが、その一々については、省略した。

前述のように前史が不明なので、その史料系統を探ぐることにはできないが、後史への影響は次のようである。

本伝は後史(②御覽魏志、③魏志、④後漢書、⑤宋書、⑥南齊書、⑦梁書、⑧晋書、⑨隋書、⑩北史、⑪南史――以上、新漢字使用、以下も同じ)との対応上、便宜的に四〇項目に分けられるが、うち一一項目(二、七、二、七、二四、二七、三三、三五、三六、三九)は②と同一表現であり、②との関係を示す項目はその他に、一六項目(八、三、五、二六、二八、三〇、三二、三三、三六、三九)――以上は類似。三、四、九、三三、三三、三三、三六――以上は推定)におよぶ。それ以外の後史とのかわりには認められない。隋書經籍志が本書を雑史に分類しているのは、七世紀代の同書の評価を物語るともいえる(史書対照一覧は後掲、右の番号はそれによる。以下同じ)。

②御覽魏志倭国伝

本書は宋槧本『太平御覽』（宮内庁書陵部蔵、但し版は文久木活版の由、北条文彦氏より教示）に引用されたものを用いたが、この文は二カ条七四六字からなる。

本書が我が国で初めて研究紹介されたのは昭和五年、末松保和「太平御覽に引かれた倭国に関する魏志の文に就て」（『青丘学叢』一）に於てであった。末松氏の要旨は、三品彰英『邪馬台国研究総覧』によると、

- (1) 太平御覽魏志には要約や節略がある。
- (2) 部分的には現行魏志より原形に近い。
- (3) 現行本とは系統を異にする別本。

ということ、これらは実は重要な指摘であったが、末松氏の実証的根拠が十分でなかったために反対意見に隠され、今日までその意義の認められることがすくなかった。

しかし、本書の内容を逐一①魏略・③魏志と対照させた結果、

(1) 節略はあるが要約は少ない。

(2) 現行魏志よりも多く魏略の影響を残し、かつ具体的な記述もあるので、現行魏志の抽象的表現を理解する重要な手がかりとなる。

(3) 本書の史料的位置は、単なる現行魏志の別本というものではなく、「原魏志」ともいべき草稿本と考えられる。したがって、魏略・魏志と本書との関係は、①—②—③の順序となる。

本書を前史（①魏略）と比較すると、八一項目中（細分九〇項目）細分三四項目が該当項目となるが、そのうち一項目（二節①参照）は同一表現、類似表現は八項目、推定は八項目におよんでいる。

影響関係を速断できない七項目（一六、二〇、三三、三四、三五、三六、三九）は、魏略逸文が引用の際に変形されたことを思わせる。

その他初出五六項目は①に当該項目がなく、その典拠は不明だが、かなり①に負うところが大きかったであろうと思われる。

③魏志倭人伝

三国志六五巻は西晋の陳寿（二三二―一九七）の撰にかかる。本書の成立年代の詳細は不明。構成は魏志三〇巻（帝紀四巻、列伝二六巻）、蜀志一五巻、呉志二〇巻で、表、書を欠く。魏志だけに帝紀が編整されていることは、魏朝を三国の正当な王朝と見なしたことを意味する。現行本魏志は、南朝宋の裴松之（三七二―四五二）が中書侍郎の時、武帝の勅命を受けて注を施したものであり、正史中良書としての評価が高いが、伝の内容については疑問視する向もある。

魏志倭人伝とは、いうまでもなく俗称であり、正しくは三国志魏書卷三〇・東夷伝・倭人条のことである。

本書倭人伝の史料系統については、詳しいことは分らないが、前述したように、②に基づき、完成時に魏朝の記録などで修正を試みたものであろう。

③を前史（①②）および後史（④後漢書、⑤宋書、⑥南齊書、⑦梁書、⑧晋書、⑨隋書、⑩北史、⑪南史）と比較すると、対応上一三三項目（細分一三七項目）に分けられる。

前史との本末関係を見ると、②に由来すると思われる項目は細分五四項目（全体的判断から修正すると五八項目）となる。内訳は、

(一)一致—一四項目(六、九、三、三三、三四、三五、三六、三七、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五)。

(二)類似—二八項目(四、五、六、八、九、三、三〇、二五、二六、三三、三六、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五)。

(三)推定—一二項目(元、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四)。

つぎに①との関連を示すものとしては、

(一)一致—一項目(二〇)(修正するとゼロ)。

(二)類似—二項目(六、三六)(修正するとゼロ)。

(三)推定—二項目(六、七)(修正するとゼロ)。

があるが、これを仔細に見ると、五項目中四項目(三、六、三、三)は②に該当項目を欠いているので、おそらく②の原形は、この個所を備えていたであろうことが分かる。したがって、三六は偶然の類似と判断できるので、①—③の影響関係はいちおう認められない、としてよいであろう。

③は②に比して初出個所が多いが、これも、②が太平御覽に引かれるさいに、多く節略されたとみることでもできる。

④後漢書倭伝

後漢書一二〇巻は南朝宋の范曄(三九八—四四五)の撰にかかる。成立年代の詳細は不明。本書の構成は本紀九巻、后紀一卷、志八巻、列伝八十巻。

後漢書倭伝はいうまでもなく俗称であり、正しくは同書卷一一五・東夷伝・倭条のことである。その史料系統については、魏志倭人伝に拠るとする石原説（A B）はほぼ認められてよい。

本書倭伝は前史（①②③）との対応上、五三項目（細分六四項目）に分けられるが、③との関連が想定される個所は細分二八項目（修正すると五〇項目）におよぶ。その内訳は、

（一）一致—一項目（允）（修正追加一項目、三七）。

（二）類似—一八項目（奕、奄、充、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉、吉）（修正追加一項目、二九）。

（三）推定—九項目（吾、吾、吾、吾、吾、吾、吾、吾、吾）（修正追加二〇項目、一、二、三、四、五、六、九、三、四、五、吾、吾、毛、允、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇九、二一〇）は、すべて③となる。

他書との関連を示すものに①と一致する一項目（一）があるが、同書を参考にしたには影響がまったく他項目に及ぼされていないことから推して、この項も③に基づくものと判断してよいであろう。とすれば②③とも一致する個所（三七）および②③のいずれの影響か不明の九項目（五、六、允、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇九、二一〇）は、すべて③に拠るものと見て差支えないこととなろう。残る不明の一項目（二、三、四、九、三、四、吾、吾、毛、三六、二七）もそれに準じてよいであろう。

もとより本伝がこれ以外の編纂物などを参考にしたとすれば、おのずからその判断も異なるが、今のところその明徴を欠いているので、③に基づいたとの判断は動かさない。

したがって、③―④の本末関係を軸として成稿されたことは疑いないとして、問題になるのは初出一三項目（二、四、五、六、九、五、五、八、八、三、三、三、三、三）の内容である。

知られているように、うち二項目（五、二三）は明らかに③に拠ったものではない。おそらく官府の記録や先行地誌に基づいたであろうが、その典拠は不明である。（三三については、三国志「呉書」巻第二・呉主孫権伝に類似の記事がある）ただ五の典拠が言われるような魏略でないことは、①との比較において明瞭である。

残る一一項目は③に拠るものとしてもかなり内容を異にしているので、編者の認識ならびにその編纂態度、内容は十分に吟味される必要がある。かつて三品彰英は後漢書を評して次の主旨の事を述べている。⁽³⁾

(1) 後漢書は主として魏略・魏志に基づく。

(2) 後漢書は魏志の研究書としての価値をもつ。

(3) おおむね史料的价值は魏志におとるが、すぐれている個所もある。

(1)の魏略参考説の成立しがたいことはすでに述べた。(2)については、後漢書が魏志をおそいながら全文にわたってその表現をかえ、構文そのものも自由に組み直していることよって、その研究書性格というか、独自性をうかがうことはできるが、しかしその自由な解釈も、諸史料との比較によつて得られたものではなく、編者の恣意的判断に拠るところが多いので、本伝を高く評価することは危険であるといえる。(3)の見解は(2)の評価ともつながるが、先述の一項目（五）を除いては、十分に注意して援用する必要がある。

たとえば「自女王国東度海千余里、至拘（又は狗）奴国……」（四）の場合、③に女王の支配圏の南と記す狗奴国の位置を、東千余里の地に恣意に動かしてしまっている。この根拠が①などにはないことは、現存魏略逸文に該当項目が

存し内容が異なることによって明らかである。

また「……自武帝滅朝鮮、使(賦)通於漢者三十許国」(五、六)も興味深い記事だが、魏代に於て通交した三十国がすでに前漢代からひとしくその通交を開始していたというのは、明らかに誤りである。

奴国を「倭国之極南界」(五三)と位置づけているのも、すでに三宅米吉が指摘しているように二つの奴国を混同した編者の錯誤である。このごろ、この記事に注目してのさまざまな見解があるが、いずれも④の史料系統、史料価値を吟味しての説ではない。

「国多女子」(九三)、「桓靈間、倭国大乱」(二〇三)は、すでに石原氏も指摘されているように(B)、編者の誤った造作、改削であつて、史料価値はひくい。それどころか、二〇三は史実を枉げることになって危険でもある。⁽⁴⁾

⑤ 宋書倭国伝

宋書一〇〇巻は南朝梁の沈約(四四一〜五一三)の撰にかかる。本書の成立は南朝齊の武帝の永明六年(四八八)で、構成は帝紀一〇巻、志三〇巻、列伝六〇巻。

宋書倭国伝はいうまでもなく俗称であり、正しくは同書卷九七・夷蛮伝・倭国条のことである。その史料系統については確かなことは分らない。

本伝を前史(①②③④)・後史と比較すると、対応上二〇項目(細分二一項目)に分けられるが、②と一致する項目(一)を除いては、二項目(二、五)が不明であり、残る七八項目は前史にない初出内容である(二、二六、二七、三六、三九、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五三)。

したがって、②との一致はあるいは偶然とも思われるが、一、二の項目は、すくなくとも構文上前史と共通してい

るので、そのいずれかが参考にされたことは疑いない。そうであれば、可能性として②をあげるのが妥当であろう。二の「大海中」の表現は、①②④と共通し、③とはやや違いを見せていることも、②を参考にしたとの推定を、わずかに保証しているようでもある。

いずれにしても、本伝は魏代の歴史にはほとんど関心がなく、宋代の歴史―倭の五王との交渉に重点を置いている。

⑥南齊書倭国伝

南齊書五九卷は南朝梁の蕭子顯（四八九―五三七）の撰にかかる。成立年代の詳細は不明。

南齊書倭国伝は、正しくは同書卷五八・東南夷伝・倭国条のことである。

本伝の史料系統については、宋書のグループとする石原道博氏の見解があるが（A B）、両書の間には本末関係の認められないことは後述のとおりである。

本伝の内容を前史（①②③④⑤）・後史と対応させると、該当項目は四項目となる。うち一項目（一）は②・⑤と一致する。このどちらと関係するかこれだけでは弁別しがたいが、次の「在帶方東南大海島中」（二）の一文は⑤と照応せず、②の表現に近いので、それと関連すると思われる。さらに「漢末以来立女王、土俗已見前史」（二三）に該当する二、三世紀の状況は、⑤にはまったく記されていないことも、②との関連を思わせる。

この推定に誤りがなければ、倭国（一）の記載は②に基づいたと見てよいであろう。

初出の一項目（二五）は、南齊の官府の記録に拠ったのであろう。

⑦梁書倭伝

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について（三木）

梁書五六卷は唐の姚思廉(？～六三七)の撰にかかる。本書の成立は唐の太宗の貞觀三年(六二九)で、構成は本紀六卷、列伝五〇卷。

梁書倭伝とは、正しくは同書卷五七・東夷伝・倭条のことである。

本伝の史料系統は②によって骨格を作成し、③を以て補充していったと思われるが、詳細は次のとおりである。

本伝の内容は前史(①②③④⑤⑥)・後史との対応上、該当項目は六五項目(細分七〇項)に分けられるが、うち③との関連を示すものは細分一八項目(修正すると二一項目)となる。その内訳は、

- (一)一致―二項目(二七、七)(修正追加一項目、八九)。
 - (二)類似―一〇項目(八、七、七、七、七、七、七、七、七、七)(修正追加一項目、九〇)。
 - (三)推定―六項目(五、六、六、六、六、六)(修正追加一項目、六四)。
- である。

②との関連を示すものは細分九項目(修正すると二七項目)となる。その内訳は

- (一)一致―一項目(四)(修正追加三項目、二六、二六、二七)。
- (二)類似―六項目(四、四、四、四、四、四)(修正追加四項目、七、三、五、五、二四)。
- (三)推定―二項目(三、三)(修正追加一〇項目、九、三、三、三、三、三、三、三、三、三)となる。

これによって明らかかなように、③・②の影響はきわめて大きい、これをさらに構文上から判断すると、②に基づいて基本を構成したことがわかる。三書の構成の一部を対比すると、表のようになる。

				一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二
⑦	③	②		41	104	64		42	105	
				43	106	65		44	107	66
				45	108	67		46	115	68
				47	116	69				

〔漢数字は項目番号、算用数字は構文順序を示す。後掲対照一覧参照〕

③は二〇を境として、②と構成を異にしている。もし⑦が③によって骨格を成したのならば、同じように二〇を境として構文の変化が起こるはずであるが、それがなく②と順序を一にしていることによって、②を基とし③によって補充したことがわかる。

したがって、①との関連を示す「一支国」(三三)の表記は、魏略に基づいたというよりも、編者の知見によって②③の「一大国」を改めたと判断できる。

さらに①②③のいずれか不明であった四項目(七、三五、五、二七)、②③のいずれか不明であった一三項目(九、三、三四、四〇、五〇、五七、六七、一〇四、一〇六、一〇八、一一〇、一一三、一一三)その他は、同じく②に基づいたと見て差支えないであろう。

なおこのほか、⑤との関連が三項目(三九、一四、一四)、⑥との関連が一項目(一五)想定されるが、内容にかなりの相違があるので、あるいは別系史料に拠ったと見る方がよいかも知れない。ただいずれにしても、それらは魏代以降の事を録した記載であり、邪馬台国問題とは直接かわからない。

本伝の新知見は一二項目(二〇、六五、六、八五、三〇、三四、三五、三六、一四、一五、一六、一七)におよぶが、おそらく当代の知識に基づいたものであろう。うち六はかなり不思議な記事であるが、先行の地誌は不明である。一五については、三

上次男氏の作業がある。⁽⁵⁾

⑧晋書倭人伝

晋書一三〇巻は唐の房玄齡(五七八―六四八)等の撰にかかる。成立年代の詳細は不明。構成は帝記一〇巻、志二〇巻、列伝七〇巻、載記三〇巻。

晋書倭人伝は、正しくは同書巻九七・東夷伝・倭人条のことである。

本伝の史料系統については、⑦梁書倭伝・⑨隋書倭国伝と同グループとする石原説があるが(A B)、本伝と⑦⑨との影響関係は認められない。

本伝は前史(①②③④⑤⑥⑦)との対応上、四一項目(細分四二項目)に分けられるが、③との関連項目は細分五項目(修正すると一九項目)となる。その内訳は、

- (一)一致一項目(一)。
- (二)類似一一項目(五、六、六、七、七、七、七、七、七、九、九、九)(修正追加四項目、六、六、六、九)
- (三)推定一三項目(七、七、七、六、九、九)。

となる。さらに②との関連を示すものは細分四項目(修正すると六項目)となる。内訳は、

- (一)一致一項目(二)(修正追加一項目、二)。
- (二)類似一一項目(五)(修正追加一項目、五)。
- (三)推定一二項目(一〇、一〇、一〇)。

である。

したがって、おそらく本伝の成立は、③をもってその骨格となし、②を参考程度に活用したものと見てよいであろう。

この考察を前提とすれば、①との一致の一項目(二三)は偶然となり、①②(二、五)は②、①③(六〇、六一、六二、九〇)は③となる。

なお、初出四項目(充、七六、二二、三四)のうち二三の「其家旧以男子為主」について見てみたい。

この典拠は②「倭国本以男子為王」、③「其国本亦以男子為王」のどちらかであるが、本伝には「亦」字を欠いているので②の可能性が強い。がそれはおくとして、②③はともに構文上、二三の倭国の乱、二三の卑弥呼擁立の前提句として、——其国(倭国⁶邪馬台国)の王がかつては男王であったことを述べたものである。それに対して本伝では、国を家、王を主と置き換えることによって、領土と主権者およびその系譜の問題を、共同体の基礎単位である家族・世帯の水準にひきおろしてしまった。これでは二三、二三の説明句としては、全く異質となったわけであるが、しかし、編者が当時の倭の社会を、男性が通有的に統制権をもつ父系性社会としてとらえたことは、女王卑弥呼擁立の特異性をきわだたせたともいえる。

このように、本伝のこの改正記事は、七世紀の編者の認識を端的に示していて興味深いが、記録そのものの史実性を問うとき、やはり問題であろう。

⑨ 隋書倭(倭)国伝

隋書八五卷は唐の魏徵(五八〇～六四三)等の撰にかかる。本書の成立は太宗の貞観一〇年(六三六)で、本来の構成は帝紀五卷、列伝五〇卷。のちに貞観一五年(六四一)に撰した五代志(梁、陳、齊、周、隋)の一〇志三〇卷

を加え、現行八五巻とした。

隋書倭国伝(倭は倭の諱体)は、正しくは同書巻八一・東夷伝・倭国条のことである。

本伝の史料系統については、晋書・梁書のグループで、南齊書をうけついでとする石原説があるが(A B)、本伝と三書の間には本末関係のないこと後述のとおりである。

本伝は前史(①⑧)との対応上、二四項目(細分二五項目)に分けられるが、④との関係が細分一二項目認められる。その内訳は、

(一)一致―ゼロ。

(二)類似―一〇項目(三、六、三、五、五、二〇、一〇、一〇七、一〇九、一一〇)。

(三)推定―二項目(七、二〇)。

となる。ほかに③との関連が二項目(修正すると四項目)となる。内訳は、

(一)類似―ゼロ(修正追加一項目、四)。

(二)推定―二項目(六、二四)(修正追加一項目、二六)である。

このように、本伝は④に基づいて骨格を作成し、わずかに③を参考にして作成されたものであって、⑥⑦⑧の影響は皆無である。初出五項目(二、三三、三三、三六、一五)は編整時の知識によるものであろう。

⑪北史倭(倭)国伝

北史一〇〇巻は唐の李延寿の撰にかかる。その生没年代は不明。本書の完成は唐の高宗(六五〇～八三、在位)の時代と推定されているが、同じ編者の筆になる南史に先行して編纂されたことは、南史に「倭国其先所出及所在事、詳

北史」とあることよって知られる。構成は本紀一二卷、列伝八八卷。

本伝は正しくは同書卷九四・四夷伝・倭国条のことである。倭字の音義にこだわる説もあるが、倭の譌体字にすぎない。

本伝の史料系統について、石原説（A B）は宋書・梁書・隋書の系統とされているようだが、その指摘は宋書ののぞいてはほぼ是認できる。しかし、「南北両史は（中略）複伝が多く、たがいに低触するものもある」との見解や、「史料価値は南史倭国伝よりひくい」（B）との評価は疑問が多い。

本伝は、前史（①～⑨）との対応上、四六項目（細分四九項目）に分けられるが、うち細分二二項目は⑨と関連する。その内訳は、

(一)一致―一〇項目（一、三、六、五、六、七、二四、二〇、二二、二四）。

(二)類似―一項目（二、三、四、五、六、二〇、二二、二九、二五、二五）。

(三)推定―一項目（二五）。

となる。さらに⑦とは細分二五項目関連するが、その内訳は、

(一)一致―一四項目（九、三、三、二七、二六、二五、四、四、五、五、二二、二二、二四）。

(二)類似―八項目（一〇、四、四、一〇、二二、二七、二二、二四）。

(三)推定―三項目（七、八、二五）。

となる。

以上によって、本伝が⑦・⑨に拠って成立したことは明らかであるが、ここで不明なのは「又南千余里」(三〇)の

一句が、⑦⑨のどちらにもないことである。七から三までの一〇項目は、⑦によって構文されているので、おそらく同書から導かれたと思われるが、そうだとすれば、本伝は単に⑦⑨の記事を適当に引用して三世紀像を構成したというものではなく、正史編者としての一定の知見と判断に基づいたことを思わせる。

あらためて本伝の構成を見ると、本伝はまず⑨によって全体の骨格を成立させていることが分かる。推測の根拠は二点ある。

(1) ⑨の細分二五項目中、二二項目が本伝に採録されている。

(2) ⑨⑦の両方に該当記事があるときは、原則として⑨の記事を用いている(一、五、六、六五、七一、一〇三、一〇三、一〇四、一〇九、一一〇)。

また⑨⑦の両書の記事を併録した例が二例あるのも、これは重複しているというよりも意図的にそうした配慮を示したようである。

例示すると、

(1) 又南水行十日陸行一月、至邪馬臺国、即倭王所都。居於邪摩堆、則魏志所謂邪馬臺者也(四九)。

(2) 靈帝光和中、其国乱、遞相攻伐歷年無主、有女子名卑弥呼、国人共立為王(二〇三)。

がそれであるが、まず(1)について見ると(イ)は、⑦⑦は倭王としている(ロ)から、(ロ)は⑨から採っている。その意図は、⑨の(ロ)の前提として⑦の(イ)を補足したと考えるよと思う。(2)のうち、(ロ)は⑨を採録し、(ハ)は一部省略して⑨をおそい、(イ)は⑨の「桓靈之間、其国大乱」の一句を捨て、⑦の「漢靈帝光和中、倭国乱」から採っている。

前述のように、両書に関連記事がある場合、⑨を主とする本伝の編纂方針とは明らかに異質であるが、それゆえに、本伝が単純に機械的操作によって編整されたものでないことを物語っているともいえるのである。

⑪南史倭国伝

南史八〇卷は唐の李延寿の撰にかかる。その生没年代は不明。本書の成立は唐の高宗（六五〇～八三、在位）の時代と推定されている。構成は本紀一〇卷、列伝七〇卷。

南史倭国伝は、正しくは同書卷七九・夷貊伝下・倭国条のことである。

本伝の史料系統については、宋書・梁書・隋書の系統と石原氏は述べられているようだが（A B）、隋書をのぞいてはその通りである。

本伝は前史（①～⑩）との対応上、四一項目に分けられるが、うち⑦との関連は二六項目認められる。その内訳は、
（一）一致―一四項目（五、六、七、八、九、一〇、一五、一六、一七、一八、一九、二〇）。

（二）類似―一〇項目（七、九、一〇、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇）となる。

さらに⑤との関連は一四項目（修正すると一五項目）認められる。内訳は、

（一）一致―二項目（二四、二五）（修正追加一項目、一）。

（二）類似―一二項目（二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一）である。

これによって、本伝が⑤⑦に拠ったことは明白である。

ところで、編者は北史と同一筆者であるが、⑩と照応して本伝の構成を見ると、とても興味深いことが分かる。

前述のように、⑩が⑦をおそった個所は⑦の六五項目（細分七〇）中、細分二五項目であり、あとは採録もれとなったわけであるが、本伝は、⑩が採り残した四〇項目中に採録的をしぼり、それから二六項目を選んで本伝の三世紀像を構成している。したがって魏代の状況を写した個所で、⑩と重複する個所が三項目にのぼったが（全体でも三項目）、うち一項目（一）は⑤から採録し、残る二項目（五、七）は⑦から採ったものである。⑩はこの該当項目を、いずれも⑨から採録しているので、⑩と⑪は史料系統のうえからみれば、まったく重複はしていないことが分かる。

それにしても、同じ三世紀像を描くのに、一方は⑨を基にして成文し、一方は史料系統も価値も異なる⑦に拠るといふのは、一見解しがたいようにも思えるが、三項目の事項上の重複をも含めて、なぜそうした事情が起こったのであろうか。

もとより確かなことは分からないが、おそらく、次のように推測することはゆるされるであろう。

⑩の編集にさいし、編者は⑨を骨格として構成し、ついで⑦によって補足し、さらに両書記事の一部を補完したことは前に述べたが、全体としては、⑦の記載をかなり無視することになったわけであるが、それは編者にとって、⑦が⑨よりその史的価値において劣るということであつたわけではなく、スペースの制約上・全体とのバランス上の結果として生じたのであろう。編者が⑦を評価していたであろうことは、⑩においてたとえ二項目であろうと、⑦をもって⑨を補正していることによつてうかがえる。⑦へのなみなみならない関心と評価が⑪の記述となり、うち二項目の项目的重複を生じさせたのであろう。六五、七の記載が、ともに⑩の該当記事に比して詳しいこともこの考

察の支えとなる。

くりかえすが、⑩⑪の両伝は、「複伝」「抵触」(石原説B)というのではなく、意図的に截然と採録されたものであり、両伝はまさしく補完し合うものである。

なお、蛇足的にいま一つ石原B説の錯誤にふれておこう。氏は文身国(二五)、大漢国(二五)の記事を、本伝をもって初出とされているが、初出は⑦であり、本伝はそれをおそつたものである。

△註▽

- (1) 伊藤徳男「魏略の製作年代に就いて」(『歴史学研究』四一一)。
- (2) 山尾幸久「魏志倭人伝の史料批判」(『立命館文学』二六〇)。同『魏志倭人伝』四六一―五九頁(講談社現代新書)。
- (3) 三品彰英『邪馬台国研究総覧』八頁(創元社)。
- (4) 拙稿「『太平御覧』所引「魏志倭国伝」について」(『日本歴史』三四九)。同『魏志倭人伝』一〇の知識」(『歴史読本』二二―一〇)で、大乱説を用いることの不当性を指摘しておいた。
- (5) 三上次男『古代東北アジア史研究』四七一―八〇頁(吉川弘文館)。
- (6) この考察の根拠については、註(4)前稿でふれておいたが、その後、魏志倭人伝の王権にかかわる用語を検討したところ、卑弥呼が親魏倭王に叙された景初三年十二月を境として、その前後の用法が変化したことが明らかになった。その詳細は「魏志倭人伝の用語の検討」として発表する予定であるが、本文の倭国の使用時点は親魏倭王以前の用法であるから、倭国Ⅱ女王国Ⅱ邪馬台国の結論にかわりはない。

三 対照史書一覧

二節①～⑪までの対応関係を、あたうかぎりの紙数をもって検討してきたが、その根拠となった各倭伝の対照一覧を一括して掲げておく。

対照史書一覧

〔注〕各史料の右肩の番号123…などは、すべて構成順序を示す。②③の括弧()は、①に対する構文の移動を示す。

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(一)	倭 ¹	倭國 ¹	倭人 ¹	倭 ¹	倭國 ¹	倭國 ¹	倭人 ¹	倭人 ¹	倭國 ¹	倭國 ¹	倭國 ¹
(二)	在帶方東 ²	在帶方東 ²	在帶方東 ²	在韓東南 ²	在高驪東 ²	在帶方東 ²	倭人 ¹	在帶方東 ²	倭國 ¹	倭國 ¹	倭國 ¹
	南大海中	南大海中	南大海之	大海中	南大海中	南大海島		南大海中	羅東南水	羅東南水	其先所出
			中			中			陸三千里	陸三千里	及所在事
									於大海之	於大海中	詳北史
(三)	依山島爲 ³	依山島爲 ³	依山島爲 ³	依山島爲 ³				國	依山島而 ³	依山島而 ³	
				居				居	中		
(四)	度海千里 ⁴	(其倭國 ⁷⁷ 之	(女王國 ¹⁰⁹	自女王國 ⁴⁷					居	居	

(五)	復有國皆 倭種	東渡海千 里復有國	東渡海千 餘里復有	東度海千 餘里至拘	百餘小國 舊百餘國 凡百餘國 屬女王	漢時有朝 漢時有朝 自武帝滅 朝鮮	見者 見者 朝鮮	今令使譯 今使譯所 使驛通於	所通其三 通三十國 漢者三十	十國 許國	從帶方至 從郡至倭	倭循海岸 循海岸水	水行 行	曆韓國 曆韓國乍	乍南乍東 南乍東	到物肥饗 到其北岸 到其北岸 去其西北	(九)
(六)					舊有百餘 小國相接	至魏時有 魏時譯通	魏時譯通 魏時譯通	中國三十 中國三十	中國三十 中國三十	餘國 餘國	從帶方至 計從帶方	倭循海水 至倭國循	行 海水行	曆韓國 歷朝鮮國	乍南乍東	七千餘里 七千餘里	(八)
(七)																	(七)
(八)																	(六)
(九)																	(五)

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(十)	始度 ⁸ 一海 千餘里	至對馬國 ⁹	至對馬國 ⁹	至對海國 ¹⁰ (馬)	始度 ⁹ 一海 千餘里	①魏略 ②御覽魏志 ③魏志 ④後漢書 ⑤宋書 ⑥南齊書 ⑦梁書 ⑧晉書 ⑨隋書 ⑩北史 ⑪南史
(十一)	至對馬國 ⁹	至對馬國 ⁹	至對馬國 ⁹	至對海國 ¹⁰ (馬)	始度 ⁹ 一海 海闊千餘 里	
(十二)	其大官曰 ¹⁰ 卑拘副曰	大官曰卑 ¹¹	大官曰卑 ¹¹	其大官曰 ¹¹		
(十三)	卑奴 所居絕島 ¹²	奴母離 所居絕島 ¹²	奴母離 所居絕島 ¹²	卑奴母離 所居絕島 ¹²		
(十四)	里 地多山林 ¹³	方四百餘 里	方四百餘 里	方可四百 餘里	地多山林 ⁴	
(十五)		多深林 ¹⁴ 道路如禽				

(二十六)	無良田 ¹¹	(后千余里) ¹⁰	有千餘戶 ¹⁵	鹿徑
(十七)	無良田 ¹¹	無良田 ¹⁴	無良田 ¹⁶	無良田 ⁵
(十八)	食海物自 ¹⁵	食海物自 ¹⁵	食海物自 ¹⁷	食海物 ⁶
(十九)	南北布糴 ¹²	活 ¹⁶	乘船南北 ¹⁸	活 ¹⁸
(二十)	南度海 ³	又南渡一 ⁷	又南渡一 ⁹	又南千餘 ¹⁸
(二十一)	海一千里	名曰瀚海 ¹⁸	海千餘里	里 ²⁰
(二十二)	至一支國 ¹⁴	至一大國 ¹⁹	至一大國 ²¹	至一支國 ²¹
(二十三)	置官至對 ¹⁵	置官與對 ²⁰	官亦曰卑 ²²	名瀚海 ¹⁰
(二十四)	同	馬同	狗副曰卑	至一支國 ¹¹
(二十四)	地方三百 ⁶	地方三百 ¹	奴母離	無良田 ⁵
(二十五)	里	多竹木叢 ²²	多竹木叢 ²⁴	食海物 ⁶

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(二十六)		林有三千 許家亦有 田地耕田 不足食	林有三千 許家差有 田地耕田 猶不足食								
(二十七)	又度海千餘里	又渡海千餘里	又渡一海千餘里				又度一海千餘里			又度一海千餘里	
(二十八)	至未盧	至未盧國	至未盧國				名未盧國			名未盧國	
(二十九)		戶四千	有四千餘戶								
(三十)		濱山海居	濱山海居								
(三十一)	巨人	人	草木茂盛								
(三十二)	善捕魚	善捕魚	好捕魚鰻人	行不見前							

(三十三)	能浮洑水 ²¹	水無深淺 ³⁰	水無深淺 ³²
(三十四)	取之	皆能沉沒	皆沉沒取
(三十五)	東南五東 ²²	取之	之
(三十六)	里	東南陸行 ³¹	東南陸行 ³³
(三十七)	到伊都國 ²³	五百里	五百里
(三十八)	戶萬餘 ²⁴	到伊都國 ³²	到伊都國 ³⁴
(三十九)	置曰爾支 ²⁵	戶	戶
(四十)	副曰洩溪	官曰爾支 ³³	官曰爾支 ³⁵
	舩柄渠舩	副曰泄謨	副曰泄謨
	其國王皆 ²⁶	舩柄渠舩	舩柄渠舩
	屬王女也	世有王皆 ³⁵	世有王皆 ³⁷
		統屬女王	統屬女王
		國	國 ⁶
			皆稱王
			世世傳統

又東南行 ¹⁶	至伊都國 ¹⁵	行五百里	又東南陸 ¹⁴
--------------------	--------------------	------	--------------------

又東南行 ²⁶	皆自稱王 ⁵	皆稱子 ⁵	又東南陸 ²⁴
			行五百里
			至伊都國 ²⁵

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(四十七)	於投馬國 戶五萬	十日 可五萬餘	置官曰彌 ⁴⁵ 官曰彌彌 ⁴⁶	彌副曰彌 副曰彌彌	彌那利 那利	又南水行 ⁴⁶ 南至邪馬 ⁴⁸	十日陸行 壹國女王 居邪馬臺	一月至耶 之所都水 國	馬臺國戶 行十日陸	七萬女王 行一月	之所都 可七萬餘 ⁵⁰	戶	其置官曰 ⁴⁷ 官有伊支 ⁴⁹	伊支馬次 馬次曰彌
(四十八)														
(四十九)	投馬國		又南水行 ¹⁹ 戶有七萬 ⁹	十日陸行	一月日至	邪馬臺國	即倭王所	居	都於邪摩 ⁸	堆則魏志	所謂邪馬	臺者也	其官有伊 ²⁰	支馬次曰
(五十)	投馬國		又南水行 ²⁹	十日陸行	一月至邪	馬臺國即	倭王所都	居於邪摩 ⁸	堆則魏志	所謂邪馬	臺者也	其官有伊 ³	支馬次曰	

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(五十)	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
曰彌馬叔 馬升次曰 次曰彌馬 彌馬獲支	馬升次曰 彌馬獲支	彌馬獲支	彌馬獲支								
獲支次曰	次曰奴佳	次曰奴往 鞞	次曰奴往 鞞								
奴佳鞞	鞞										
其屬小國 ⁴⁸	自女王國 ⁵¹										
有二十一	以北其戶										
皆統之	數道里可										
	得略載其										
	餘旁國遠										
	絕不可得										
	詳次有斯										
	馬國次有										
	巴百支國 ^(巴カ)										
	次有伊邪										
	國次有都										
	支國次有										

(五十一)

(五十二)

彌奴國次
有好古都
國次有不
呼國次有
姐奴國次
有對蘇國
次有蘇奴
國次有呼
邑國次有
華奴蘇奴
國次有鬼
國次有爲
吾國次有
鬼奴國次
有邪馬國
次有躬臣
國次有巴

中国正史倭(倭国・倭人) 伝の史料系統について(三木)

(五十一)	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(五十二)	女 ²⁷ 王之南 又有狗奴	女 ⁴⁹ 王之南 又有狗奴	此女 ⁵² 王境 次有奴國 有烏奴國	界所盡 其南有狗奴國 倭國之極 ³⁷ <small>（中略部分）</small> 南界也							
(五十三)	女 ²⁸ 男子爲王	男子爲王	男子爲王								
(五十四)	王										
(五十五)	其官曰狗 右智卑狗 不屬女王	其官曰狗 石智卑狗 者不屬女	其官有狗 古智卑狗 不屬女王								
(五十六)	也 自帶 ³⁰ 方至	王也 自帶 ⁵² 方至	自郡 ⁵⁶ 至女	樂浪郡 ⁸ 徼			去帶 ⁴ 方萬		古 ⁹ 云去樂	又 ⁹ 云去樂	

	女國萬二	千餘里	女國萬二	千餘里	王國萬二	千餘里	去其國萬												
	其俗男子	皆點而文	其俗男子	無大小皆	男子無大	男子皆黥	男子皆黥												
(五十七)	其俗男子	皆點而文	其俗男子	無大小皆	男子無大	男子皆黥	男子皆黥												
	聞其舊語	自謂太伯	聞其舊語	自謂太伯	之後	之後	之後												
(五十八)	聞其舊語	自謂太伯	聞其舊語	自謂太伯	之後	之後	之後												
	又云自上	古以來其	又云自上	古以來其	自古以來	自古以來	自古以來												
(五十九)	又云自上	古以來其	又云自上	古以來其	自古以來	自古以來	自古以來												
	使詣中國	國皆自稱	使詣中國	國皆自稱	大夫	大夫	大夫												
	國奉貢朝	賀使人自	國奉貢朝	賀使人自	稱大夫	稱大夫	稱大夫												
	二年倭奴	建武中元	二年倭奴	建武中元	世修貢職	世修貢職	世修貢職												
	浪郡境及	帶方郡並	浪郡境及	帶方郡並	浪郡境及	帶方郡並	浪郡境及												
	一萬二千	一萬二千	一萬二千	一萬二千	一萬二千	一萬二千	一萬二千												
	俗皆文身	男子无大	俗皆文身	男子无大	俗皆文身	男子无大	俗皆文身												
	小悉黥面	文身	小悉黥面	文身	之後	之後	之後												
	自云太伯	自謂太伯	自云太伯	自謂太伯	之後	之後	之後												
	漢光武時	漢光武時	漢光武時	漢光武時	漢光武時	漢光武時	漢光武時												
	遣使人朝	遣使人朝	遣使人朝	遣使人朝	遣使人朝	遣使人朝	遣使人朝												
	自稱大夫	自稱大夫	自稱大夫	自稱大夫	自稱大夫	自稱大夫	自稱大夫												
	安帝時又	安帝時又	安帝時又	安帝時又	安帝時又	安帝時又	安帝時又												
	遣使朝貢	遣使朝貢	遣使朝貢	遣使朝貢	遣使朝貢	遣使朝貢	遣使朝貢												
	謂之倭奴	謂之倭奴	謂之倭奴	謂之倭奴	謂之倭奴	謂之倭奴	謂之倭奴												
	國	國	國	國	國	國	國												

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について（三木）

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(六十)	昔夏后小 康之子封 於會稽斷 髮文身以 避蛟龍之		夏后小康 之子封於 會稽斷髮 文身以避 蛟龍之害	武賜以印 綬安帝永 初元年倭 國王帥升 等獻生口 百六十人 願請見				昔夏小康 ¹³ 之子封于 會稽斷髮 文身以避 蛟龍之害			
(六十一)	吾 ³⁴ 今倭人		今倭水人 ⁶⁰ 好沉沒捕 魚蛤					今倭人好 ¹⁴ 沉沒取魚			

(六十二)	亦文身以 厭水言也	文身亦以 ⁶¹	亦文身以 ¹⁵
(六十三)	禽 後稍以爲 ⁶² 飾諸國文 身各異或 左或右或 大或小尊 卑有差	以其文左 ²⁰ 右大小別 尊卑之差	厭水禽
(六十四)	計其道里 ⁶³ 當在會稽 東治之東 其風俗不 ⁶⁴	其地大較 ¹⁰ 在會稽東	大抵在會 ⁵ 稽之東相 當會稽東 ¹⁶ 治之東
(六十五)	淫男子皆 露紉以木 繇招頭	風俗不淫 ²⁷ 男女皆露 紉富貴者 以錦繡雜 采爲帽似	頭亦無冠 ²⁵ 但垂髮於 兩耳上 頭亦無冠 ⁴⁴ 但垂髮於 兩耳上 風俗不淫 ¹⁰ 男女皆露 髮富貴者 以錦繡雜 采爲帽似

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(六十九)	兵用矛楯 ⁶⁸	木弓木弓	短下長上	竹箭或鐵 ⁶⁹	鏃或骨鏃	所有無與 ⁷⁰	儋耳朱崖	同	鵠
	其兵有矛 ¹⁷	楯木弓	竹矢或以 ¹⁸	骨爲鏃 ¹¹	與朱崖儋	耳相近故	其法俗多	同	
	有大蛇吞	此獸蛇皮	堅不可斫	其上有孔	乍開乍閉	時或有光	射之中蛇	則死矣	
	有刀楯弓 ²²	箭	以鐵爲鏃 ²³	與儋耳相 ¹¹	物産略與 ²⁵	儋耳朱崖	同		
	有大蛇吞	此獸蛇皮	堅不可斫	其上有孔	乍開乍閉	時或有光	射中而蛇	則死矣	
	與儋耳相 ¹¹	物産略與 ⁸	儋耳朱崖	同					
(七十)									
(七十一)									

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(七十二)			倭地溫暖 ⁷¹	土氣溫暖 ¹⁵			地溫暖 ²⁶	其地溫暖 ¹⁹			地氣溫暖 ⁹
			冬夏食生菜	冬夏生菜							
			菜	茹							
(七十三)			皆徒跣 ⁷²	俗皆徒跣 ²⁶			徒跣 ¹⁸				
			有屋室父 ⁷³	有城柵屋 ²³			有屋宇父 ²⁴				
			母兄弟卧	室父母兄			母兄弟卧				
(七十五)			息異處 ⁷⁴	弟異處 ²²			息異處				
			以朱丹塗	竝以丹朱							
			其身體如	扮身如中							
			中國用粉	國之用粉							
(七十六)			也 ⁷⁵	也 ²⁵							
			食飲用籩	食飲以手			食飲用籩 ²⁸	食飲用俎 ²⁵			食飲用籩 ¹¹
			豆手食	而用籩豆			豆	豆(嫁聚)			豆
								不持錢帛			
								以衣迎之			

(七十七)	其死有棺 ⁷⁶	無槨封土	作家 ⁷⁷	始死停喪 ³³	其死停喪				
(七十八)	十餘日當	十餘日家	時不食肉	人哭泣不	喪主哭泣	進酒食而	他人就歌	等類就歌	舞飲酒
(七十九)	已葬 ⁷⁸	舉家	詣水中澡	浴以如練	沐	其行來渡	行來度海 ³⁵	海詣中國	令一人不
(八十)	恆使一人	櫛沐不食	不梳頭不	肉不近婦					
	其死有棺 ²⁹	無槨封土	作家	初喪哭泣	死有棺无 ²⁶	不食肉	已葬 ²⁸	舉家	入水澡浴
		槨封土爲	冢				自潔以除		不祥
	其死有棺 ¹²	無槨封土	作家						

中国正史倭(倭国・倭人) 伝の史料系統について(三木)

(八十三)	其山有丹 ⁸² 其山有丹 ¹⁴	(八十四)	其木有栲 ⁸³	杼豫樟榘	櫪投櫃烏	號楓香其	竹篠籜桃	支	有薑橘椒 ⁸⁴	藁荷不知	以爲滋味	有彌猴黑 ⁸⁵	雉	其俗舉事 ⁸⁶ 灼骨以下 ³⁴	行來有所 用決吉凶	云爲輒灼	骨而卜以	占吉凶先	(八十三)
(八十五)	有薑桂橘 ²²	椒蘇	(八十一参照)	其舉大事 ²⁹	輒灼骨以	占吉凶	(八十五)	有薑桂橘 ⁵	椒蘇	(八十二参照)	(八十七)	倭國大事 ³⁶	輒灼骨以	卜先令如	中洲令龜	視拆占吉	(八十四)		

(九十二)	敬但搏手 以當跪拜 其人壽考 ⁹⁰ 或百年或 八九十年 其俗國大 ⁹¹ 人皆四五 婦下戸或 二三婦	多壽考至 ²⁹ 百餘歲者 甚衆 ³⁰ 國多女子 ³⁰ 大人皆有 四五妻其 餘或兩或 三					
(九十三)							
(九十四)	婦人不淫 ⁹² 不妒忌不 盜竊少諍 訟	女人不淫 ³¹ 不妒又俗 不淫 三	不淫 不淫				
(九十五)	其犯法輕 ⁹³ 者沒其妻 子重者滅	犯法者沒 ²² 其妻子重 者滅其門					
	若犯法輕 ³⁵ 者沒其妻 子重則滅	犯輕罪者 ³⁴ 沒其妻孥 重者族滅	多壽考多 ³² 至八九十 年或八九 或至百歲 其俗女多 ³³ 國多婦女 ³² 男少貴者 至四五妻 賤者猶兩 三妻	多壽考或 ³¹ 人多壽百	無爭訟 無盜竊 婦人無淫 ³⁴ 妒無盜竊 少諍訟	不淫不妒 ³³ 無爭訟 無盜竊 婦人無淫 ³⁴ 妒無盜竊 少諍訟	
	若犯法輕 ¹⁸ 者沒其妻 子重則滅		多壽考或 ¹⁵ 至八九十 或至百歲 其俗女多 ¹⁶ 男少貴者 至四五妻 賤者猶至 兩三妻		無爭訟 無盜竊 婦人不淫 ¹⁷ 妒無盜竊 少諍訟	無爭訟 無盜竊 婦人不淫 ¹⁷ 妒無盜竊 少諍訟	

(九十九)

(九十八)

或蹲或跪
傳辭說事⁵⁷

草⁵⁶

或蹲或跪
傳事說事⁹⁷

草

路遂巡入

人相逢道

下戶與大⁹⁶

得差錯

詣女王不

賜遺之物

傳送文書

臨津搜露

使倭國皆

韓國及郡

帶方郡諸

使詣京都

刺史王遣

國中有如

恭敬
以蹲踞爲²⁷

①魏 略	②御覽魏志	③魏 志	④後漢書	⑤宋 書	⑥南齊書	⑦梁 書	⑧晉 書	⑨隋 書	⑩北 史	⑪南 史
兩手據地	兩手據地	為之恭敬	於共立	俗已見前	呼為王	卑彌呼	於國人	卑彌呼	國人共立	
謂之恭敬	為之恭敬	對聲曰	漢末以來	立女王土	女子卑彌	為王名曰	卑彌呼	卑彌呼	卑彌呼	
其呼應聲	對聲曰	噫	歷年	女子卑彌	為王名曰	卑彌呼	於國人	卑彌呼	卑彌呼	
曰噫	噫	如然諾	亂相攻伐	漢靈帝光	亂相攻伐	定	遞相攻伐	遞相攻伐	遞相攻伐	
如然諾矣	比如然諾	王	和倭國	漢靈帝光	和倭國	亂攻伐不	其國大亂	中其國亂	中其國亂	
倭國本以	其國本亦	桓靈間倭	亂相攻伐	漢靈帝光	漢末倭人	男子為主	其家舊以	靈帝光	靈帝光	
男子為王	以男子為	桓靈間倭	和倭國	漢靈帝光	漢末倭人	男子為主	其家舊以	靈帝光	靈帝光	
漢靈帝光	住七八十	桓靈間倭	和倭國	漢靈帝光	漢末倭人	男子為主	其家舊以	靈帝光	靈帝光	
和中倭國	年倭國亂	國大亂更	亂相攻伐	漢靈帝光	和倭國	亂攻伐不	其國大亂	中其國亂	中其國亂	
亂相攻伐	相攻伐歷	相攻伐歷	無定	漢末以來	歷年	定	遞相攻伐	遞相攻伐	遞相攻伐	
無定	年	年無主	漢末以來	立女王土	女子卑彌	為王名曰	卑彌呼	卑彌呼	卑彌呼	
乃立一女	乃共立一	有一女子	歷年	女子卑彌	為王名曰	卑彌呼	於國人	卑彌呼	卑彌呼	
子為王名	女子為王	名曰卑彌	漢末以來	立女王土	女子卑彌	為王名曰	卑彌呼	卑彌呼	卑彌呼	
卑彌呼	名曰卑彌	於共立	俗已見前	女子卑彌	為王名曰	卑彌呼	於國人	卑彌呼	卑彌呼	

	(百九)	(百八)	(百七)	(百六)	(百五)	(百四)			
	食傳辭出 一人給飲	66 唯有男子	自侍	65 以婢千人	治國	64 有男弟佐 壻	長大無夫 63 自謂年已	惑衆	62 事鬼道能
	食傳辭出 一人給飲	107 唯有男子	自侍	106 以婢千人 者	來少有見 105 自爲王以	104 有男弟佐 治國	無夫壻 103 年已長大	惑衆	102 事鬼道能
	食傳辭語 一人給飲	45 唯有男子		43 侍婢千人	44 少有見者		40 年長不嫁 衆	能以妖惑	41 爲王 事鬼神道
	教令	44 唯使一男 子出入傳	自侍	43 以婢千人	有見者 42 自爲王少	41 有男弟佐 治國	壻 38 彌呼無夫	惑衆	39 之 挾鬼道能
	飲食通傳	20 唯有男子 二人給王	婢千人	18 其王有侍	面者 19 罕有見其	17 有男弟佐 卑彌理國		惑衆	15 能以鬼道
	通傳言語	36 有二男子 給王飲食					35 無夫	惑衆	33 能以鬼道

(百十五)

班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	難升米致 ⁷²	送詣京師
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	其年十二 ¹¹⁹	遣吏將送
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	牛利奉汝	詣京都
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	次使都市	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	夫難升米	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	使送汝大	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	守劉夏遣	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	呼帶方太	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	倭王卑彌	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	制詔親魏	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	倭女王曰	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	月詔書報	

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について（三木）

升米牛利
涉遠道路
勤勞今以
難升米爲
率善中郎
將牛利爲
率善校尉
假銀印青
綬引見勞
賜遣還
今以絳地
交龍錦五
匹絳地縞
粟蜀十張
舊絳五十
匹紺青五
十匹答汝

	①魏	略
	②御覽魏志	
所獻貢直	③魏志	
又特賜汝	④後漢書	
紺地句文	⑤宋書	
錦三匹細	⑥南齊書	
班華蜀五	⑦梁書	
張白絹五	⑧晉書	
十匹金八	⑨隋書	
兩五尺刀	⑩北史	
二口銅鏡	⑪南史	
百枚真珠		
鈆丹各五		
十斤皆裝		
封付難升		
米牛利還		
到錄受		
悉可以示		

(百十八)

汝國中人
使知國家
哀汝故鄭
重賜汝好
物也
正始¹²²元年
太守弓遵
遣建中校
尉梯儁等
奉詔書印
綬詣倭國
拜假倭王
并齋詔賜
金帛錦罽
刀鏡采物
倭王因使
上表答謝

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(百十九)

①魏 略 ②御覽魏志 ③魏 志 ④後漢書 ⑤宋 書 ⑥南齊書 ⑦梁 書 ⑧晉 書 ⑨隋 書 ⑩北 史 ⑪南 史

其¹²³四年倭 詔恩

王復遣使

大夫伊聲

耆掖邪狗

等八人上

獻生口倭

錦絳青縑

緜衣帛布

丹木狝短

弓矢

掖邪狗等

壹拜率善

中郎將印

綬

其¹²⁴六年詔

(百二十)

(百
二十一)

賜倭難升
米黃幢付
郡假綬¹²⁵
其八年太
守王頎到
官倭女王
卑彌呼與
狗奴國男
王卑彌弓
呼素不和
遣倭載斯
烏越等詣
郡說相攻
擊狀
遣塞曹掾
史張政等
因齎詔書

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百二十三)		女王死大	女王死大	死大作冢	死		彌死			彌呼死	
(百二十三)	者百餘人	徑百餘步	徇葬者奴								
(百二十三)	更立男王	婢百餘人	更立男王		更立男王					更立男王	
(百二十三)	國中不伏	國中不服	國中不服		國中不服					國中不服	
(百二十三)	更相殺數	更相誅殺	更相誅殺		更相誅殺					更相誅殺	
(百二十三)	千人	當時殺千	餘人								
(百二十三)	於是復更	復立卑彌	復立卑彌		復立卑彌					復立卑彌	
(百二十三)	立卑彌呼	呼宗女壹	呼宗女壹		呼宗女壹					呼宗女壹	
(百二十三)	宗女臺舉	與年十三			與爲王					與爲王	

(百二十五)

年十三爲	爲王國中
王國中遂定	
定	
政等 ¹²⁹ 以檄	
告諭壹與	
壹與遣倭	
大夫率善	
中郎將掖	
邪狗等二	
十人送政	
等還因詣	
臺獻上男	
女生口三	
十人貢白	
珠五千孔	
青大句珠	
二枚異文	

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑥宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百二五)	倭南有侏儒國	又有朱中	又有侏儒	至朱儒國							
(百二六)	其人長三四尺	人長三四尺	人長三四尺	人長三四尺							
(百二七)	去女王國四千餘里	去倭國四千餘里	去女王國四千餘里	去倭國四千餘里							
(百二八)	又有裸國	又有裸國	又有裸國	又有裸國							
(百二九)	黑齒國復在其南	黑齒國復在其東南	黑齒國復在其東南	黑齒國使							
(百三十)	行可一年	船行一年	船行一年	黑齒國使							
(百三十一)	至	可至	可至	於此矣							
(百三十二)	其南有侏儒國	其南有侏儒國	其南有侏儒國	其南有侏儒國							
(百三十三)	其人長三四尺	人長三四尺	人長三四尺	人長三四尺							
(百三十四)	去倭國四千餘里	去倭國四千餘里	去倭國四千餘里	去倭國四千餘里							
(百三十五)	又有裸國	又有裸國	又有裸國	又有裸國							
(百三十六)	黑齒國復在其南	黑齒國復在其東南	黑齒國復在其東南	黑齒國使							
(百三十七)	行可一年	船行一年	船行一年	黑齒國使							
(百三十八)	至	可至	可至	於此矣							

(百三十)

(百三十一)

會稽海外⁵²
 有東鯤人
 分爲二十
 餘國又有
 夷洲及澶
 洲傳言秦
 始皇遣方
 士徐福將
 童男女數
 千人入海

又西南萬⁶⁵
 里有海人
 身黑眼白
 裸而醜其
 肉美行者
 或射而食
 之

又西南萬⁴¹
 里有海人
 身黑眼白
 裸而醜其
 肉美行者
 或射而食
 之

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(百三)

①魏 略 ②御覽魏志 ③魏 志 ④後漢書 ⑤宋 書 ⑥南齊書 ⑦梁 書 ⑧晉 書 ⑨隋 書 ⑩北 史 ⑪南 史

求蓬萊神 仙不得徐 福畏誅不 敢還遂止 此洲世世 相承有數 萬家人民 時至會稽 市會稽東 治縣人有 入海行遭 風流移至 澶洲者所 在絶遠不 可往來

(百三)

夷人不知⁶

夷人不知⁶

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百三六)					高祖永初二年詔曰倭讚萬里修貢遠誠宜甄可賜除授				自魏至于齊梁代與中國相通	江在歷晉宋齊梁朝聘不絕及平陳至	文帝元嘉二年讚又遣司馬曹達奉表獻方物
(百三七)					高祖永初二年詔曰倭讚萬里修貢遠誠宜甄可賜除授				自魏至于齊梁代與中國相通	江在歷晉宋齊梁朝聘不絕及平陳至	及宋武帝永初二年詔曰倭讚遠誠宜甄可賜除授

(百三九)

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

平西征虜	等十三人	除正倭隋	王珍又求	將軍倭國	詔除安東	表求除正	軍倭國王	安東大將	國諸軍事	韓慕韓六	羅任那秦	倭百濟新	持節都督	獻自稱使	立遣使貢	讚死弟珍 ⁶
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------------------

彌 贊死立弟⁵⁴

八一

平西征虜	等十三人	除正倭洧	王珍又求	將軍倭國	詔除安東	表求除正	軍倭國王	安東大將	國諸軍事	韓慕韓六	羅任那秦	倭百濟新	持節都督	獻自稱使	立遣使貢	讚死弟珍 ²²
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------------------

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百三九)					冠軍輔國 將軍號詔 並聽						冠軍輔國 將軍等號 詔並聽之
(百四十)							彌 ⁵⁵ 死立子 濟				
(百四一)					⁷ 二十年倭 國王濟遣 使奉獻復 以爲安東 將軍倭國						²³ 二十年倭 國王濟遣 使奉獻復 以爲安東 將軍倭國
(百四二)					⁸ 王 二十八年 加使持節 都督倭新 羅任那加 羅秦韓慕						²⁴ 王 二十八年 加使持節 都督倭新 羅任那加 羅秦韓慕

(百四三)

韓六國諸	軍事安東	將軍如故	并除所上	二十三人	軍郡	濟死世子 ⁹	興遣使貢	獻世祖大	明六年詔	曰倭王世	子興奕世	載忠作藩	外海稟化	寧境恭修	貢職新嗣	邊業宜授
------	------	------	------	------	----	-------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

與 濟死立子⁵⁶

韓六國諸	軍事安東	將軍如故	并除所上	二十三人	職	濟死世子 ²⁵	興遣使貢	獻孝武大	明六年詔	授興安東	將軍倭國	王
------	------	------	------	------	---	--------------------	------	------	------	------	------	---

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百四十四)					東將軍倭 國王		與死立弟 ⁵⁷ 武				與死弟武 ²⁶ 立自稱使 持節都督 倭百濟新 羅任那加 羅秦韓慕 韓七國諸 軍事安東 大將軍倭 國王
(百四十五)					爵號可安 興死弟武 ¹⁰ 立自稱使 持節都督 倭百濟新 羅任那加 羅秦韓慕 韓七國諸 軍事安東 大將軍倭 國王 順帝昇明 ¹¹ 二年遣使 上表封						順帝昇明 ²⁷ 二年遣使 上表言

(百四十六)

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

國偏遠作	藩于外	自昔祖禰 ¹²	躬擐甲胄	跋涉山川	不遑寧處	東征毛人	五十五國	西服衆夷	六十六國	渡平海北	九十五國	王道融泰	廓土遐畿	累葉朝宗	不愆于歲	臣雖下愚
------	-----	--------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

八五

自昔祖禰 ²⁸	躬擐甲胄	跋涉山川	不遑寧處	東征毛人	五十五國	西服衆夷	六十六國	陵平海北	九十五國	王道融泰	廓土遐畿	累葉朝宗	不愆于歲
--------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

(百五三)

	①魏略
	②御覽魏志
	③魏志
	④後漢書
亦所不顧	⑤宋書
若以帝德	⑥南齊書
覆載摧此	⑦梁書
疆敵克靖	⑧晉書
方難無替	⑨隋書
前功	⑩北史
竊自假開 ¹⁹	⑪南史
府義同三	
司其餘咸	
假授以勸	
忠節詔除	
武使持節	
都督倭新	
羅任那加	
羅秦韓慕	
韓六國諸	
竊自假開 ³³	
府儀同三	
司其餘咸	
各假授以	
勸忠節詔	
除武使持	
節都督倭	
新羅任那	
秦韓慕韓	
六國諸軍	

(百五十六)

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
							文身國在 ⁶⁶				文身國在 ⁴²
							倭國東北				倭東北七
							七千餘里				千餘里人
							人體有文				體有文如
							如獸其額				獸其額上
							上有三文				有三文文
							文直者貴				直者貴文
							文小者賤				小者賤土
							土俗歡樂				俗歡樂物
							物豐而賤				豐而賤行
							行客不齋				客不齋糧
							糧有屋宇				有屋宇無
							無城郭其				城郭國王
							王所居飾				所居飾以
							以金銀珍				金銀珍麗

(百五七)

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

麗繞屋爲	溼廣一丈	實以水銀	雨則流于	水銀之上	市用珍寶	犯輕罪者	則鞭杖犯	死罪則置	猛獸食之	有枉則猛	獸避而不	食經宿則	赦之	大漢國在 ⁶⁷	文身國東	五千餘里
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	--------------------	------	------

繞屋爲溼	廣一丈實	以水銀雨	則流于水	銀之上市	用珍寶犯	輕罪者則	鞭杖犯死	罪則置猛	獸食之有	枉則獸避	而不食經	宿則赦之		大漢國在 ⁴³	文身國東	五千餘里
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--	--------------------	------	------

(百五八)

										①魏 略	
										②御覽魏志	
										③魏 志	
										④後漢書	
										⑤宋 書	
										⑥南齊書	
										⑦梁 書	
										⑧晉 書	
										⑨隋 書	
										⑩北 史	
										⑪南 史	
爲兄以日	倭王以天	俗使者言	司訪其風	闕上令所	彌遣使詣	號阿輩雞	利思比孤	阿每字多	年倭王姓	開皇二十	無兵戈不 攻戰風俗 並與文身 國同而言 語異
爲兄以日	倭王以天	俗使者言	司訪其風	闕上令所	彌遣使詣	號阿輩雞	利思比孤	阿每字多	年倭王姓	開皇二十	無兵士不 攻戰風俗 並與文身 國同而言 語異

爲弟天未	爲弟天明
明時出聽	時出聽政
政跣坐	跣坐日
日出便停	出便停理
理務云委	務云委我
我弟高祖	弟文帝曰
曰此太無	此太無義
義理於是	理於是訓
訓令改之	令改之王
王妻號雞	妻姓雞(
彌後宮有	三子欠)有
女六七百	女六七百
人名太子	人名太子
爲利歌彌	爲利歌彌
多弗利無	多弗利無
城郭内官	城郭内官
有十二等	有十二等

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について（三木）

①魏 略 ②御覽魏志 ③魏 志 ④後漢書 ⑤宋 書 ⑥南齊書 ⑦梁 書 ⑧晉 書 ⑨隋 書 ⑩北 史 ⑪南 史

一日大徳	次小徳次	大仁次小	仁次大義	次小義次	大禮次小	禮次大智	次小智次	大信次小	信員無定	數有軍尼	一百二十	人猶中國	牧宰八十	戶置一伊	尼翼如今
一日大徳	次小徳次	大仁次小	仁次大義	次小義次	大禮次小	禮次大智	次小智次	大信次小	信員無定	數有軍尼	一百二十	人猶中國	牧宰八十	戶置一伊	尼翼如今

(百 五九)

(以下略)	(以下略)
銀爲飾	爲飾
不得用金	得用金銀
庶多跣足	多跣足不
之於脚人	之脚人庶
漆其上繫	漆其上繫
履如屨形	履如 形
其袖微小	其袖微小
子衣裙襦	子衣裙襦
其服飾男	其服飾男
一軍尼	一軍尼
伊尼翼屬	伊尼翼屬
里長也十	里長也十

おわりに

中国正史倭伝の研究は、(1)邪馬台国の研究、(2)倭の五王の研究、——を主題として進められてきたといえる。
 (1)(2)はともに国家の起源、王権の問題を中心に置いていることから、問題関心も高く、それにかかわる論稿の量も、
 古代史研究の白眉といえるほど多く、その内容も、部分的には精緻をきわめてきたといつてよい。しかし(1)に関していえ

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

ば、その方法は、木を見て森を見ない感がないでもない。部分的な研究の成果をもって、安易に全体の成果を否定したり、あるいは一面の仮説と安易に短絡させたりする多くの傾向は、かならずしも望ましい在り方とは思われない。ちようど今も、『トンカラ・リンと狗奴国の謎』という書名を新聞広告で見た。それによると、この書は「古代史研究に言語学的方法論を導入」したもので、結局、肥の国の前身が狗奴国であることを推定したものらしいが、なぜこのように結論を急ぐのか筆者にはどうしても分からぬ。言語学的方法を導入することは正しくても、それによつて狗奴国の位置が説明できるといふものではないのである。

筆者は、今回の一連の作業をもって、倭伝研究の叩き台として提示するものである。これまでの文献批判の方法は、異本間の異同を論ずることに終始し、その影響関係、本末関係を論ずる視角は必ずしも十分ではなかつた。そのために、各倭伝をときに無差別に援用し、ときに無視するなどの恣意的な方法がとられてきた。そのために、同系史料の補完性も失われ、あるいは誤解、混乱を余儀なくさせられてきたといえる。

拙稿が正しく批判されることを希つておく。